

# 全板国保

各種のお知らせ

6月13日 保健事業支  
援・評価委員会にお  
ける集団支援研修  
会・情報交換会(東  
京都国保連合会) 藤  
川職員

6月24日 監事会(板  
金会館)

6月25日 国保組合東  
京協議会(オンライ  
ン) 田中事務局長

6月26日 第三者行為  
求償事務初任者講習  
会(オンライン) 伊  
藤職員

## 全板国保日誌

## 8月分保険料 口座振替日のお知らせ

# 8/28(木)

口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。  
保険料は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。



## 国保組合に対する所得調査の実施について

令和7年度所得調査の実施が厚生労働省より通知されました。

この調査は、国から国保組合へ交付される補助金を算定するため定期的に実施されます。調査結果により補助金の補助率が決定される重要な調査です。

調査方法は、次のとおりです。

- ① 調査世帯の抽出方法  
厚生労働省が定めた方法
- ② 調査事項  
令和7年度市区町村民税にかかる課税標準額  
(組合員及びその家族)
- ③ 調査方法  
登録いただいたマイナンバーを利用して上記②を  
取得します。  
なお、取得できなかった場合は所得課税証明書の提出を依頼  
することがあります。

マイナンバーを利用して取得した情報は、この調査以外には一切使用  
せず、また厳重に管理いたします。



所得調査のためにマイナンバーを利用することは、  
国の定める法令に基づくものです。

## 全板国保加入の個人事業主の方へ

法人事業所へ業態変更する際に  
全板国保の加入を継続するための手続きについて



仕事の規模が大きくなってきたので法人事業所への  
業態変更を考えていますが、法人化すると協会けんぽへ  
加入する必要があると聞きました。  
引き続き全板国保に残ることはできないのでしょうか。

## 法人化後も全板国保に 残ることができます！

なお、法人化した日から14日以内に、年金事務所に  
「健康保険被保険者適用除外承認申請」が  
必要です(ただし、厚生年金保険の手続きは5日以内)。  
まずは、所属の支部へ連絡してください。



また、法人化以外にも、従業員が常時5人以上使用するようになった  
場合も「健康保険被保険者適用除外承認申請」が必要です。

業態変更後の全板国保への届出に関しては、  
ホームページの「その他の届出」をご覧ください！



「その他の届出」

## 出産予定または出産された方の 産前産後期間の保険料が 4ヶ月分免除されます！



### ● 保険料の免除対象期間

出産予定月(出産月)の前月から出産予定月(出産月)の翌々月までの  
4ヶ月間の保険料が免除されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前 (前月)	出産予定月	1ヶ月後 (翌々月)	2ヶ月後
単胎妊娠			免除	免除	免除	免除

多胎妊娠の場合は出産予定月(出産月)の3ヶ月前から6ヶ月間の保険料が免除されます。

多胎妊娠	免除	免除	免除	免除	免除	免除
------	----	----	----	----	----	----

### ● 免除を受けるには届出が必要です

出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。

全板国保のホームページから「産前産後期間の保険料免除措置届出書」をダウンロード  
して所属の支部に届出ください。

出産される方、出産予定日、単・多胎が確認できる母子手帳の写し等が必要です。

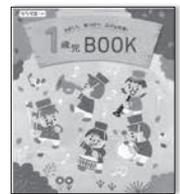
※出産後に届出を行う場合は、住民票などの親子関係を明らかにする書類が必要です。



## 出産されたご家庭へプレゼント！

～出産されたご家庭に、育児冊子と記念品をお贈りします～

★嬉しい育児情報がいっぱい！



※年に1回対象年齢の  
別冊が付きます！

↑0歳は毎月送付

↑1歳を過ぎたらこちらを3歳まで3ヵ月毎に送付

### ★記念品のお申し込み方法

※初回の育児冊子に封入されたハガキでお申し込みください

A



B



～ AかBをお選びいただけます～

★出産育児一時金の申請があった方にお送ります。  
★ご不明な点は支部へお問い合わせ下さい。